

「年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会」の設置について

1. 現状と課題

- ① 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要との指摘（あっせんは事実上の行為のため、訴訟にて却下される傾向）

※ 「年金記録確認第三者委員会報告書」（平成23年6月）からの提言

- ② 最近の記録誤りの多くは、厚生年金が中心。事業主の届出漏れ・誤りに起因する記録の誤りは、今後も発生する可能性あり。

※ 総務省第三者委員会への申立て事案の内訳

【19年度】厚年40%、国年60% → 【24年度(12月末まで)】厚年84%、国年16%



- ◎ 年金個人情報の正確性の確保は、国民一人一人の老後の生活設計や財産権に影響する問題。
- ◎ 今後、記録誤りの再発防止・予防に資するため、年金個人情報の特性を踏まえた、恒常的な記録訂正が可能となる手続きを新たに設ける事が必要ではないか。

年金個人情報(=年金の原簿の記録)の特性

- 職歴や報酬などプライバシー性が高い。
- 給付に直結して権利性が強い。
- 超長期的な管理が必要

2. 主な論点

- ◎ 「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で情報開示されている状況を踏まえた、より簡便で迅速な記録訂正手続きのあり方。
- ◎ 国民の立場に立った調査審議のあり方。
- ◎ 本人に不服がある場合、司法手続への移行も考慮した訂正手続きのあり方。
- ◎ 事業主調査への活用など、年金個人情報の正確性の向上に資する取組みの検討。

3. 検討会の設置

- ◎ 年金個人情報の適正な管理のあり方を検討するため、年金部会の下に、専門委員会を設置。夏頃を目途にとりまとめ予定。

年金個人情報について

1. 年金個人情報の特性

- ◎ 過去の職歴や報酬などプライバシー性が非常に高い情報。
- ◎ 年金を受給する権利や給付額に直結する、個人の権利性が非常に強い情報。
- ◎ 年金を受給する権利を取得するまでの間、適正かつ超長期的な管理が必要な情報。

2. 年金個人情報の範囲

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)
法律事項	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号
省令事項	⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日	⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項

3. 年金個人情報の訂正手続きについて(現状)

- ◎ 現状の訂正手続きとしては、①行政機関個人情報保護法に基づく訂正手続き、②総務省年金記録確認第三者委員会によるあっせんを受けて訂正する仕組み、③年金事務所における職権による訂正がある。